



Title	裁判員制度と刑事司法に対する弁護士の意識
Author(s)	松村, 良之; Matsumura, Yoshiyuki; 木下, 麻奈子 他
Description	論説
Citation	北大法学論集, 61(1), 540[1]-498[43]
Issue Date	2010-05-31
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/43157
Type	departmental bulletin paper
File Information	HLR61-1_007.pdf



裁判員制度と刑事司法に対する 弁護士の意識

松村 良之、木下麻奈子
太田 勝造、山田 裕子

1. はじめに

我々は、日本学術振興会科学研究費基盤研究（A）「裁判員制度の受容と望ましい制度運用について—裁判員制度は成功するか?—」（2007-2010年度、研究代表者松村良之）、同科学研究費基盤研究（A）「刑事法学と心理学—刑事裁判心理学の構築に向けて」（2007-2010年度、研究代表者白取祐司）の援助を得て、2009年に、弁護士を調査対象として裁判員制度と刑事司法に関する態度調査を行った⁽¹⁾。本稿はその調査データの基礎的分析結果を、調査のリサーチデザイン、調査方法、調査票の構成とともに示すものである。裁判員制度の直接のアクターである弁護士が裁判員制度をどのように評価しているか、またどのように行動しようとしているか、そしてそれは一般国民の態度とはどのように異なっているのかを知ることは、裁判員制度の今後にとって非常に重要であろう。それにもかかわらず、研究上の困難もあって、弁護士を対象としたこの種の意識調査は行われてこなかった。我々は、調査方法にいくつかの工夫を加えることによって、信頼度の高い調査を行うことができた。詳細で専門的な分析は今後行われることになるが、とりあえずデータセットを確定し、記述的なデータの基礎的分析結果を示すことは、データセットの信頼性を担保するための必要条件であろう。さらにそれにとどまらず、裁判員制度は、現在もっとも関心を持たれている政治的・社

[1]

会的課題であり、早急にデータの基礎的分析結果を公表することは、学問的にも実務的にも有意義であろう。

2. リサーチデザイン・調査方法

経験上、ランダムサンプルによる弁護士に対する郵送調査では、回収率が著しく低い。従って、ここでは調査対象者を全国の弁護士からランダムサンプルで抽出するという方法にはよらなかった。我々は、調査対象弁護士として、大規模会所属、中規模会所属、小規模会所属の3種類を考え、執筆者の所属機関の所在地などの理由から、大規模会として東京3会(そこからはランダムサンプル)、中規模会として京都弁護士会(悉皆)、小規模会として、函館、旭川、釧路各弁護士会(悉皆)を選んだ。東京3会については会員数に比例してサンプル数を割り当て、全体で1500のサンプルをランダムに抽出した。回収率を高くする工夫については、注を参照されたい⁽²⁾。

サンプル数、有効回答数などは表-1の通りである。

表-1 サンプル数など

	サンプル数	有効回答数	回収率
東京弁護士会	670		
第1東京弁護士会	412		
第2東京弁護士会	418		
東京3会合計	1500	722	48.13%
京都弁護士会	452	169	37.39%
函館弁護士会	33		
旭川弁護士会	44		
釧路弁護士会	53		
北海道3会合計	130	76	58.46%

実査は郵送法で、2009年4月から5月にかけて行われた。回収率は表-1記載の通りであり、弁護士に対する郵送調査としては驚異的に高いと言えよう。なお、サンプリングおよび実査は(株)中央調査社に委託して行われた。

3. 調査票の構成

この調査で用いたモデルは、弁護士の裁判員制度に関する態度の構造を示したものである（図-1）。これは、我々が2008年2月、3月に行った一般人を対象とする調査（その詳細は、松村他、2008参照）で用いたモデルと同じく、個人の内在変数を中心に捉えた個人モデルである。

この調査票の概要をモデル図の上から言うと、

- (1) 裁判員裁判に関する法行動に関する設問
- (2) 裁判員制度に対する態度についての設問
- (3) 刑事司法に関する体験と関心に関する設問
- (4) 刑罰および刑事司法に対する態度に関する設問
- (5) 弁護士特性に関する設問
- (6) デモグラフィック要因に関する設問

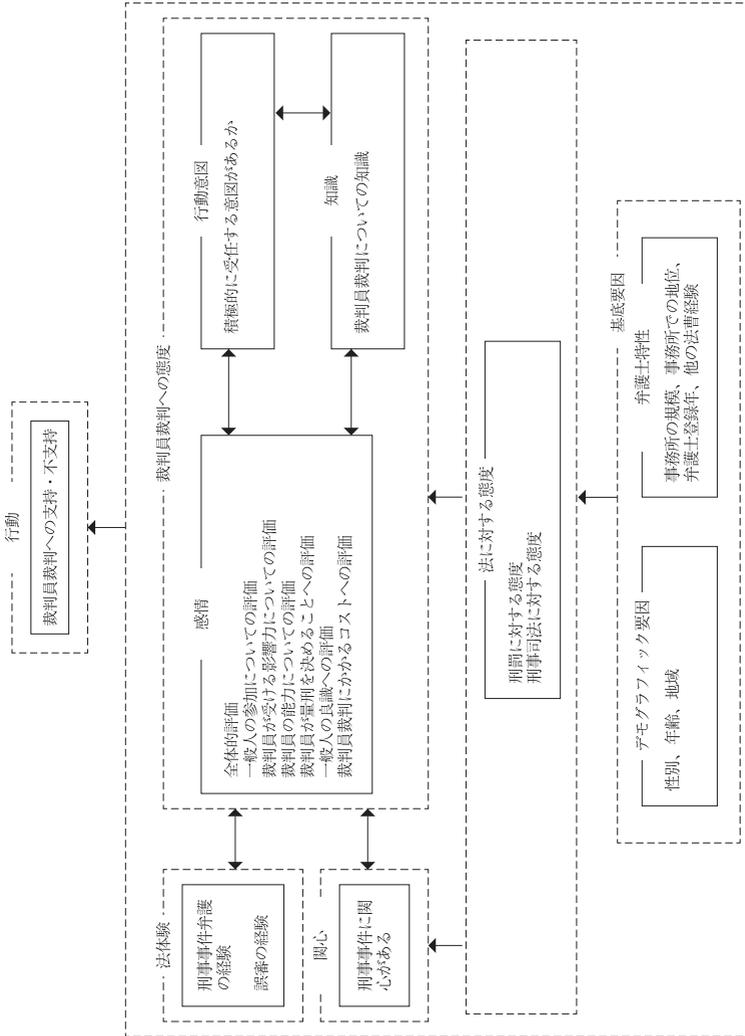
から構成されている。これらについて以下で説明する。

まずモデル図の一番上にあるのが、裁判員裁判を導入することへの賛否、および裁判員裁判の事件を受任したか否かといった法行動である。これは最終的な従属変数になる。ただし裁判員制度が導入される前に行ったこの調査では、裁判員裁判の事件を受任したという実際の行動は測定できない。

次にモデル図の第2層にあり、法行動を規定しているものが、裁判員裁判に対する態度である。これは態度理論に基づいて、感情、認知、行動の成分より構成されると捉えている。

このうち裁判員制度に対する態度の感情的成分は、裁判員裁判に関する考え方の方向性を意味する。たとえば裁判員制度を肯定するか否定するかといったものである。ここでは裁判員制度全般についての評価、素人が参加することへの評価、裁判員が受ける影響力についての評価、裁判員の能力への評価、裁判員が量刑を決めることへの評価、一般人の良識への評価、裁判員裁判にかかるコストへの評価等を取り上げた。

認知成分とは、知識やその構造のことであり、ここではとくに裁判員制度に関する知識をさす。ただしこの調査は、裁判員制度についての理解や知識量が十分ある弁護士を対象としたものであるため、それについては独立した設問としては尋ねていない。



図一 1 弁護士の裁判員裁判に対する態度の構造モデル

行動成分は、行動の可能性、行動への意図を尋ねることによって測定される。具体的には裁判員裁判の事件を積極的に受任したいという行動意図があるかどうかということである。

同じ第2層にあり、裁判員制度に対する態度に影響を与える要因として、法体験と法関心がある。法体験は、刑事事件を弁護した経験の有無や、無罪と思っていたのに有罪判決を受けた経験の有無である。他方、法関心は刑事事件に関心が強いかどうかであり、ここでは刑事事件を受任した件数等から間接的に測定した。

モデルの第3層に、裁判員制度に対する態度を支える基底要因として、法に対する態度がある。ここではとくに刑罰に対する態度、刑事司法に対する態度を意味し、検察についての評価や公判前整理手続についての評価が含まれる。

最後に、図の最下部にあるのがデモグラフィック要因と弁護士特性である。デモグラフィック要因は、弁護士の性別、年齢、および開業地域が含まれる。弁護士特性としては、年間の取扱い事件数、事務所の規模、事務所での地位、弁護士登録年、判事・判事補や検事などの他の法曹経験が該当する。

なお、調査票については**付録**を参照されたい。

4. 度数分布と基本統計量

以下、各設問の度数分布と基本統計量について調査票の設問の順序に従って説明する。なお、**2. リサーチデザイン・調査方法**で説明したように、この調査では、東京3会、京都弁護士会、札幌を除く函館、旭川、釧路の北海道3会の3グループに分けて、サンプリングあるいは悉皆調査を行っている。度数分布と基本統計量についても、各グループごとにその数値を示すことにする。

なお、以下度数分布と基本統計量の表(表-2以下)は、印刷の都合上、**注**および**引用文献**欄の後にまとめて掲げてある。

(1) 刑事弁護の経験

問1から問5(問5には、枝問がある)までは、刑事弁護の経験と担当した事件のタイプ、その推移を尋ねている。結果は表-2の通りであ

る⁽³⁾⁽⁴⁾

(2) 弁護士登録など

問6、問7は弁護士登録と検事、判事（判事補を含む）の経験を尋ねている。弁護士特性に関わる設問であるが、調査票の構成上その一部をここで尋ねている。結果は、表-3の通りである。2009年の登録が3人しかないのは、調査時期が修習修了時期より前であったために、2009年の司法研修所修了者がまだ登録されていないからである。

(3) 弁護士のメタ認知（一般人の刑事司法に対する態度についての）

問8は、一般人が刑事司法制度をどのように捉えているかの弁護士のメタ認知に関わる設問である。別の調査（我々が2008年2月、3月に行った一般人を対象とする調査。その詳細は、松村他、2008参照）では、一般人のサンプルに、同じ設問を用いて、「あなたご自身のご意見をお聞かせ下さい」と尋ねている。このように、メタ認知を尋ねるといふ弁護士調査は今まで行われてこなかったが、一般人が司法に参加する裁判員裁判にとって、人々の態度とそれについての弁護士のメタ認知がどのように異なるのかはすこぶる重要な問題であろう。結果は、表-4を参照されたい。

(4) 刑事裁判における弁護士の役割

問9は刑事司法に対する態度のうち、刑事弁護における弁護士の役割およびそれと関連する事項について尋ねている。全体で6問からなるが、結果は表-5を参照されたい。

(5) 刑事司法への信頼

問10、11、12は、弁護士が検察官、刑事裁判官、警察官をどの程度信頼できるかを尋ねてゐる。刑事司法のアクターの重要部分である弁護士が刑事司法の他のアクターにどのような態度をとっているかは現実の刑事司法制度のあり方を理解するのに重要であろう。結果は表-6の通りである。

(6) 刑罰の目的

問13は刑罰の目的（一般予防、応報、犯罪者の更生）を、順位づけをさせて尋ねたものである。刑法理論では好んで議論される領域であるが、法律家が実際にこの問題をどのように考えているかは今まではっきりしなかった。結果は表-7を参照されたい。表では、一般予防、応報、犯

罪者の更正のそれぞれについて、1番から3番までの選択の度数が示されている⁽⁵⁾。

(7) 裁判員裁判の評価

問14は9問の小問からなり、裁判員制度への評価の設問群である。本設問では、前述の、2008年2月、3月に行った一般人を対象とする調査と同じ設問を用いている。結果は表-8の通りである。

(8) 弁護士にとっての裁判員裁判

問15は5問の小問からなり、「弁護士」「弁護人」との関わりという観点から、裁判員裁判に対する態度を尋ねている。本問は、そのような意味で態度の行動成分と関連する設問である。結果は表-9の通りである。

(9) 裁判員の判断についての予測

問16は、8問の小問からなり、裁判員がどのように行動するかについての予測を尋ねている。本設問と同じ設問が、前述の、2008年2月、3月に行った一般人を対象とする調査でも用いられている。結果は表-10の通りである。

(10) 被告人にどちらを勧めるか

問17は、身に覚えのない犯罪で起訴された場合に、もし、裁判員による裁判と職業裁判官のみによる裁判が選択できるとしたら、どちらを被告人に勧めるかを尋ねた設問である。この設問は、弁護士の、裁判員裁判への最終評価と関連する重要な設問である。また、起訴されたとき一般人がどちらを選ぶかを、前述の、2008年2月、3月に行った一般人を対象とする調査では尋ねており、それとの比較も興味深い。結果は、表-11の通りである。

(11) 刑事裁判への信頼と公正さ

問18と問19は、それぞれ刑事裁判への信頼とその公正さの評価を7点尺度で尋ねている。結果は、表-12の通りである

(12) 無実と思っていたのに有罪の判決を受けた経験⁽⁶⁾

問21では、担当した事件で、無実と思っていたのに有罪の判決を受けた経験を尋ねている。結果は、表-13の通りである。

(13) 弁護人にとってどのようなスキルが重要か

問22では、裁判員裁判では、弁護人にとってどのようなスキルが重要かを、選択肢の中から選んでもらった(ただし、複数回答可)。結果は、

表-14の通りである。

(14) 裁判員裁判を受任するか

問23では、裁判員裁判への態度のうちの行動成分（行動意図）を直接尋ねている。結果は表-15を参照されたい。

(15) 裁判員裁判への賛否

問24では、裁判員裁判の導入の賛否を直接尋ねている。この設問は、前述の我々が2008年2月、3月に行った一般人を対象とする調査の調査票の最後の設問に対応するものである。結果は、表-16を参照されたい。

(16) 弁護士特性

問25から問27では、弁護士登録年、判事（判事補を含む）・検事の経歴を除く（その2つについては問6、問7で尋ねている）弁護士特性（取り扱い事件数、事務所の態様など）を質問している⁽⁷⁾。結果は表-17の通りである。

(17) フェースシート

本調査ではフェースシート項目として、性別と生年を尋ねている。結果は表-18を参照されたい。

謝辞：本調査票作成にあたって、同志社大学の佐藤嘉彦教授、東京大学の大澤裕教授、北海道大学の白取祐司教授に多くのご示唆、ご助言を頂いたことに感謝する。

注

(1) 我々は、いわゆる「意識調査」における「意識」を、心理学・社会心理学で言う態度 attitude と同義の概念であると理解している。なお、松村他（2006：1148注(1)）参照。

(2) 回収率が高かったのは、弁護士にとって興味深い問題であったということもあるが、回収率を高めるため、いくつかの工夫を行ったことも寄与しているであろう。弁護士に対する郵送調査行おうとする研究者の参考のために、ここで郵送調査の流れを詳しく述べておこう。

(i) 北海道地区では、4月3日に、3会の弁護士会長に事前挨拶状と「裁判員制度についての調査」の質問票（暫定版、6ページ）を送付した。差し出し名義人は、科学研究費基盤研究（A）「裁判員制度の受容と望ましい制度運用について—裁判員制度は成功するか？—」の研究分担者である北海道大学の白取祐司教授（前法科大学院長）である。

京都地区では、著者の1人である木下が、4月6日に京都弁護士会に電話をし、弁護士会の側が、「質問紙をファックスで送って欲しい」という意思表示をしたので、「裁判員制度についての調査」の質問票（暫定版、6ページ）、企画書（1ページ）、挨拶状（1ページ）をファックスで送付した。

東京地区では弁護士会の執行部に対するあいさつ、挨拶状の送付などはしていない。

- (ii) 4月6日（月）に、調査対象者に対し事前依頼状を封書で送付した。
- (iii) 調査票（依頼状も同封）の投函は4月13日（月）である。締め切り期限は4月30日とした。なお、郵送調査では、月曜日および週の後半の調査票の到着は避けるべきだとされている。
- (iv) 4月27日（火）に、未返送者に対し、督促状（はがき）を投函した。
- (v) 5月11日（火）に未返送者に対し、督促状とともに調査票を再送した。返信期限は5月30日である。なお、実際に裁判員裁判の公判が開かれたのは8月からであり、まだ裁判員裁判が開始されていない時点で実査がなされたことになる。
- (vi) 調査票の郵送に用いた封筒については、北海道地区は北海道大学法科大学院のロゴが入っている封筒（特注品）、その他の地区は、東京大学法科大学院のロゴが入っている封筒（特注品）を用いた。また、調査票の差し出し名義人については、松村が筆頭（署名の写し入り）で、太田、フット（科学研究費基盤研究（A）「裁判員制度の受容と望ましい制度運用について—裁判員制度は成功するか？—」の研究分担者）、木下、白取の名前が併記されている。北海道3会所属の弁護士あての依頼状、督促状では、松村の肩書きに、千葉大学教授に加えて、北海道大学名誉教授という肩書きも記されている。

回収率の地区による差を考えると、封筒、依頼状などの工夫が回収率に影響を与えたものと思われる。

- (3) なお表に説明があるように、問4-2、問5-3については、接見回数、期間の数値がおおきいものはカテゴリー化してまとめられている。カテゴリー化は、きりのよい数値（例えば10）が、下位のカテゴリー（例えば6-10など）にまとめられており、また回答者は、大きな数値を答える場合には、忘却その他の理由により、概数で答える場合もあるから、一般的に言って数値の小さいカテゴリーを過大評価している可能性があることに注意しなければならない。この、数値の小さいカテゴリーが過大評価されている可能性があることは回答の数値をカテゴリー化して表にした他の設問についても同じである。

- (4) 問5-3では0ヶ月という回答（問5で、1. 起訴された に○をつけている）が2件あったが、1ヶ月未満は1ヶ月と考えて良いので、データ処理上、

1と再コードした。

(5) 数値を見ると、同順位をつけた回答者はごく少数であることがわかる。

(6) 問20では自由記述で、裁判員裁判にふさわしいと考えられる事件を尋ねている。自由記述部分については現在コーディング処理中であり、本稿では言及されていない。

(7) なお、問26(1)の表で、経営弁護士（パートナー）の数0という回答がかなりあるが、それは自分を除いてのパートナーの数を答えているのであろう。さらに、東京で、弁護士の数が著しく多い事務所の出現確率が高いが、それは弁護士個人を調査単位にしており、同じ事務所の複数の弁護士が調査対象になっている場合があるからである。

引用文献

松村良之他(2006)現代日本人の法意識研究の理論モデルとリサーチデザイン、北大法学論集57：1477-1532

----- (2008) 裁判員制度と刑事司法に対する人々の意識、北大法学論集59：2228-2302

表一 2 刑事弁護の経験と担当した事件

質問文	東京		京都		旭川・函館・釧路		
	度数(人)	%	度数(人)	%	度数(人)	%	
問1 最近の5年間に、第一審が終わった刑事事件、あるいは不起訴処分となった事件を担当されましたか。(○は1つ)	1 担当した	490	69.6	136	81.4	66	88.0
	2 担当していない	210	29.8	31	18.6	9	12.0
	3 覚えていない	4	0.6	0	0.0	0	0.0
	合計	704	100.0	167	100.0	75	100.0
無回答	18		2		1		
問1-2 担当された事件を、国選弁護人として受任されましたか、私選弁護人として受任されたか、私選弁護人として受任されましたか。(○は1つ)	1 国選弁護人	214	44.0	65	47.8	48	72.7
	2 私選弁護人	265	54.5	71	52.2	17	25.8
	3 弁護人としてではないが、関与した	7	1.4	0	0.0	1	1.5
	合計	486	100.0	136	100.0	66	100.0
非該当	232		33		10		
無回答	4		0		0		
問2 その事件は、裁判員制度の下ではその対象となる事件でしたか。(○は1つ)	1 はい	32	6.5	10	7.4	5	7.6
	2 いいえ	457	93.5	126	92.6	61	92.4
	3 分からない	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	合計	489	100.0	136	100.0	66	100.0
非該当	232		33		10		
無回答	1		0		0		

[11]

表一 2 刑事弁護の経験と担当した事件

質問文	東京		京都		旭川・函館・釧路	
	度数(人)	%	度数(人)	%	度数(人)	%
選択肢						
1 逮捕勾留事件	412	85.7	117	86.7	53	81.5
2 逮捕されたが、勾留されていない	26	5.4	5	3.7	3	4.6
3 逮捕されていない	42	8.7	13	9.6	7	10.8
4 その他	1	0.2	0	0.0	2	3.1
合計	481	100.0	135	100.0	65	100.0
非該当	232		33		10	
無回答	9		1		1	
回答(6回以上の回答についてはカテゴリ化した)						
問 4-2 その事件では何回、接見に行きましたか。						
0回	6	1.4	3	2.5	1	1.8
1回	27	6.3	2	1.7	2	3.6
2回	54	12.7	9	7.5	8	14.3
3回	69	16.2	14	11.7	15	26.8
4回	63	14.8	17	14.2	9	16.1
5回	52	12.2	18	15.0	6	10.7
6～10回	111	26.1	34	28.2	10	17.9
11～20回	34	8.1	16	13.2	5	9.0
21～30回	7	1.7	4	3.3	0	0.0
31回以上	3	0.6	3	2.5	0	0.0
合計	426	100.1	120	99.7	56	100.1
非該当	284		47		20	
無回答	12		2		0	

表一 2 刑事弁護の経験と担当した事件

質問文	東京		京都		旭川・函館・釧路		
	度数(人)	%	度数(人)	%	度数(人)	%	
問5 事件の経過についてお教えください。(○は1つ)	1 起訴された	370	76.8	113	83.7	56	84.8
	2 不起訴処分を終了した	94	19.5	20	14.8	6	9.1
	3 その他	18	3.7	2	1.5	4	6.1
合計	482	100.0	135	100.0	66	100.0	
非該当	232		33		10		
無回答	8		1		0		
問5-2 公判前整理手続に付されましたか。	1 はい	31	8.7	14	12.7	6	10.9
	2 いいえ	326	91.3	96	87.3	49	89.1
	合計	357	100.0	110	100.0	55	100.0
非該当	352		56		20		
無回答	13		3		1		
回答(1ヶ月以上の回答についてはカテゴリー化した)							
問5-3 起訴から第一審判決までどれだけ期間がかりましたか。	1ヶ月	110	30.3	20	18.3	16	29.6
	2ヶ月	131	36.1	37	33.9	19	35.2
	3ヶ月	38	10.5	23	21.1	5	9.3
	4ヶ月	26	7.2	4	3.7	3	5.6
	5ヶ月	14	3.9	8	7.3	0	0.0
	6ヶ月	10	2.8	5	4.6	3	5.6
	7ヶ月	2	0.6	0	0.0	2	3.7
	8ヶ月	5	1.4	4	3.7	2	3.7
	9ヶ月	5	1.4	0	0.0	1	1.9
	10ヶ月	6	1.7	1	0.9	3	5.6
	11~20ヶ月	12	3.5	6	5.5	0	0.0
21ヶ月以上	4	1.2	1	0.8	0	0.0	
合計	363	100.3	109	99.9	54	100.0	
非該当	352		56		20		
無回答	7		4		2		

表一 2 刑事弁護の経験と担当した事件

質問文	東京		京都		旭川・函館・釧路	
	回数(人)	%	回数(人)	%	回数(人)	%
問5-4 期日は何回開かれませんでしたか。	3	0.8	1	0.9	0	0.0
0回	195	53.7	36	33.6	30	55.6
1回	70	19.3	33	30.8	12	22.2
2回	33	9.1	15	14.0	5	9.3
3回	19	5.2	6	5.6	0	0.0
4回	10	2.8	4	3.7	4	7.4
5回	9	2.5	1	0.9	1	1.9
6回	5	1.4	4	3.7	1	1.9
7回	7	1.9	1	0.9	0	0.0
8回	2	0.6	1	0.9	1	1.9
9回	2	0.6	3	2.8	0	0.0
10回	8	2.4	2	1.8	0	0.0
11回以上						
合計	363	100.2	107	99.9	54	100.0
非該当	352		56		20	
無回答	7		6		2	

表一 3 弁護士登録など

質問文	東京		京都		旭川・函館・釧路		
	回数(人)	%	回数(人)	%	回数(人)	%	
問6 はじめて弁護士登録をされたのはいつですか。	回答(2004年以前についてはカテゴリー化した)						
	1941～1950	1	0.1	0	0.0	0	0.0
	1951～1960	17	2.4	1	0.6	1	1.4
	1961～1970	67	9.4	22	13.0	4	5.4
	1971～1980	75	10.5	26	15.4	14	18.9
	1981～1990	97	13.6	36	21.3	7	9.5
	1991～2000	140	19.6	37	21.9	11	14.9
	2001～2004	87	12.2	14	8.3	20	27.0
	2005	34	4.8	7	4.1	6	8.1
	2006	45	6.3	8	4.7	2	2.7
	2007	68	9.5	10	5.9	3	4.1
2008	80	11.2	8	4.7	6	8.1	
2009	3	0.4	0	0.0	0	0.0	
合計	714	100.0	169	100.0	74	100.0	
無回答	8		0		2		
問7 検事・判事・判事補の経験はありますか。	1 ない	636	90.3	145	86.3	65	89.0
	2 ある	68	9.7	23	13.7	8	11.0
	合計	704	100.0	168	100.0	73	100.0
無回答	18		1		3		

表一 4 弁護士のメタ認知（一般人の刑事司法への態度についての）

質問文	東京				京都				旭川・函館・釧路					
	度数(人)	%	平均値	標準偏差	度数(人)	%	平均値	標準偏差	度数(人)	平均値	標準偏差	度数(人)	平均値	標準偏差
問8 法律の専門家でない一般の人びとは、刑事裁判制度をどのように捉えていると思いますか。以下の(1)から(6)のそれぞれについてお答えください。(それぞれ○は1つずつ)	1	そう思わない	63	8.8	18	10.7	3	4.0	18	10.7	3	4.0	18	10.7
	2	どちらかといえそうですが思わない	66	9.3	19	11.3	8	10.7	19	11.3	8	10.7	19	11.3
	3	どちらともいえない	158	22.2	36	21.4	20	26.7	36	21.4	20	26.7	36	21.4
	4	どちらかといえそうですが思う	308	43.3	71	42.3	27	36.0	71	42.3	27	36.0	71	42.3
	5	そう思う	117	16.4	24	14.3	17	22.7	24	14.3	17	22.7	24	14.3
合計	712	100.0	3.49	1.14	168	100.0	3.38	1.18	1.18	75	100.0	3.67	1.08	
無回答	10				1				1					
(2) 一般の人びとは「凶悪な事件の被告人には弁護人をつけることを許すべきではない」と思っている	1	そう思わない	133	18.7	30	17.8	15	20.0	30	17.8	15	20.0	30	17.8
	2	どちらかといえそうですが思わない	149	21.0	35	20.7	14	18.7	35	20.7	14	18.7	35	20.7
	3	どちらともいえない	161	22.6	34	20.1	23	30.7	34	20.1	23	30.7	34	20.1
	4	どちらかといえそうですが思う	218	30.7	59	34.9	17	22.7	59	34.9	17	22.7	59	34.9
	5	そう思う	50	7.0	11	6.5	6	8.0	11	6.5	6	8.0	11	6.5
合計	711	100.0	2.86	1.24	169	100.0	2.92	1.24	1.24	75	100.0	2.80	1.23	
無回答	11				0				0					
(3) 一般の人びとは「裁判所は犯罪者に甘すぎる」と思っている	1	そう思わない	31	4.4	15	8.9	5	6.7	15	8.9	5	6.7	15	8.9
	2	どちらかといえそうですが思わない	76	10.7	9	5.4	8	10.7	9	5.4	8	10.7	9	5.4
	3	どちらともいえない	227	31.9	61	36.3	26	34.7	61	36.3	26	34.7	61	36.3
	4	どちらかといえそうですが思う	287	40.4	62	36.9	24	32.0	62	36.9	24	32.0	62	36.9
	5	そう思う	90	12.7	21	12.5	12	16.0	21	12.5	12	16.0	21	12.5
合計	711	100.0	3.46	0.99	168	100.0	3.39	1.07	1.07	75	100.0	3.40	1.09	
無回答	11				1				1					

表一 4 弁護士のメタ認知（一般人の刑事司法への態度についての）

質問文	東京				京都				旭川・函館・釧路					
	度数(人)	%	平均値	標準偏差	度数(人)	%	平均値	標準偏差	度数(人)	平均値	標準偏差	度数(人)	平均値	標準偏差
(4) 法律の専門家でない一般の人びとは、刑事裁判制度をどのように捉えていると思いますか。以下の(1)から(6)のそれぞれについてお答えください。(それぞれ○は1つずつ)														
1 そう思わない	6	0.8			2	1.2			0	0.0				
2 どちらかといえばそう思わない	24	3.4			8	4.8			2	2.7				
3 どちらともいえない	107	15.1			26	15.6			18	24.0				
4 どちらかといえばそう思う	324	45.6			77	46.1			35	46.7				
5 そう思う	249	35.1			54	32.3			20	26.7				
合計	710	100.0	4.11	0.84	167	100.0	4.04	0.88	75	100.0	3.97	0.79		
無回答	12				2				1					
(5) 一般の人びとは「被害者の人権は尊重されている」と思っている														
1 そう思わない	133	18.7			35	20.8			17	22.7				
2 どちらかといえばそう思わない	288	40.5			71	42.3			32	42.7				
3 どちらともいえない	173	24.3			38	22.6			19	25.3				
4 どちらかといえばそう思う	86	12.1			12	7.1			3	4.0				
5 そう思う	31	4.4			12	7.1			4	5.3				
合計	711	100.0	2.43	1.06	168	100.0	2.38	1.11	75	100.0	2.27	1.03		
無回答	11				1				1					
(6) 一般の人びとは「弁護士は信頼できる」と思っている														
1 そう思わない	15	2.1			1	0.6			4	5.3				
2 どちらかといえばそう思わない	76	10.7			19	11.2			9	12.0				
3 どちらともいえない	298	41.9			74	43.8			38	50.7				
4 どちらかといえばそう思う	295	41.5			67	39.6			20	26.7				
5 そう思う	27	3.8			8	4.7			4	5.3				
合計	711	100.0	3.34	0.80	169	100.0	3.37	0.77	75	100.0	3.15	0.90		
無回答	11				0				1					

表一五 刑事裁判における弁護士の役割

問9 刑事裁判についてどのようなようにお考えですか。以下の1から6のそれぞれについてお答えください。(それぞれ〇は1つずつ)	東京				京都				旭川・函館・釧路				
	質問文	度数(人)	%	平均値	標準偏差	度数(人)	%	平均値	標準偏差	度数(人)	%	平均値	標準偏差
(1) 検察側は被告人に有利な情報を出した方がらない	1 そう思わない	11	1.5	1	0.6	1	0.6	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	2 どちらかといえばそう思わない	33	4.6	3	1.8	3	1.8	4	5.3	4	5.3	4	5.3
	3 どちらともいえない	71	9.9	8	4.7	8	4.7	15	20.0	15	20.0	15	20.0
	4 どちらかといえばそう思う	303	42.3	59	34.9	59	34.9	25	33.3	25	33.3	25	33.3
	5 そう思う	289	41.7	98	58.0	98	58.0	31	41.3	31	41.3	31	41.3
合計	717	100.0	4.18	0.90	169	100.0	4.48	0.72	75	100.0	4.11	0.91	
無回答	5			0						1			
(2) 弁護士の仕事は、被告人の権利・利益を守るために、法的に許される限界まで努力することだ	1 そう思わない	17	2.4	1	0.6	1	0.6	2	2.7	2	2.7	2	2.7
	2 どちらかといえばそう思わない	20	2.8	3	1.8	3	1.8	3	4.0	3	4.0	3	4.0
	3 どちらともいえない	83	11.6	16	9.5	16	9.5	12	16.0	12	16.0	12	16.0
	4 どちらかといえばそう思う	243	33.9	42	25.0	42	25.0	22	29.3	22	29.3	22	29.3
	5 そう思う	354	49.4	106	63.1	106	63.1	36	48.0	36	48.0	36	48.0
合計	717	100.0	4.25	0.93	168	100.0	4.48	0.79	75	100.0	4.16	1.01	
無回答	5			1						1			
(3) 刑事事件では、早く保釈できた方が被告人の利益となる	1 そう思わない	4	0.6	3	1.8	3	1.8	1	1.4	1	1.4	1	1.4
	2 どちらかといえばそう思わない	22	3.1	5	3.0	5	3.0	1	1.4	1	1.4	1	1.4
	3 どちらともいえない	180	25.1	40	23.7	40	23.7	17	23.0	17	23.0	17	23.0
	4 どちらかといえばそう思う	216	30.1	45	26.6	45	26.6	22	29.7	22	29.7	22	29.7
	5 そう思う	206	41.2	76	45.0	76	45.0	33	44.6	33	44.6	33	44.6
合計	718	100.0	4.08	0.91	169	100.0	4.10	0.98	74	100.0	4.15	0.92	
無回答	4			0						2			

表一五 刑事裁判における弁護士の役割

質問文	東京					京都					旭川・函館・釧路					
	度数(人)	%	平均値	標準偏差	度数(人)	%	平均値	標準偏差	度数(人)	%	平均値	標準偏差	度数(人)	%	平均値	標準偏差
問9 刑事裁判についてどのようなようにお考えですか。以下の1)から6)のそれぞれについてお答えください。(それぞれ○は1つずつ)																
(4) 「在野法曹」としての自覚は、弁護士にとつて重要である	1	そう思わない	17	2.4	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	2	どちらかといえばそう思わない	17	2.4	3	1.8	3	1.8	3	1.8	1	1.3	1	1.3	1	1.3
	3	どちらともいえない	89	12.4	11	6.5	9	12.0	8	6.5	1	1.3	1	1.3	1	1.3
	4	どちらかといえばそう思う	192	26.8	33	19.5	18	24.0	18	24.0	18	24.0	18	24.0	18	24.0
	5	そう思う	402	56.1	122	72.2	47	62.7	47	62.7	47	62.7	47	62.7	47	62.7
合計	717	100.0	4.32	0.95	169	100.0	4.62	0.69	75	100.0	4.48	0.76	75	100.0	4.48	0.76
無回答	5				0				1				1			
(5) 刑事事件で無罪判決を勝ち取る弁護士は腕の良い弁護士である	1	そう思わない	28	3.9	5	3.0	1	1.3	1	1.3	1	1.3	1	1.3	1	1.3
	2	どちらかといえばそう思わない	35	4.9	3	1.8	4	5.3	4	5.3	4	5.3	4	5.3	4	5.3
	3	どちらともいえない	213	29.7	49	29.3	28	37.3	28	37.3	28	37.3	28	37.3	28	37.3
	4	どちらかといえばそう思う	277	38.7	60	35.9	29	38.7	29	38.7	29	38.7	29	38.7	29	38.7
	5	そう思う	163	22.8	50	29.9	13	17.3	13	17.3	13	17.3	13	17.3	13	17.3
合計	716	100.0	3.72	1.00	167	100.0	3.88	0.96	75	100.0	3.65	0.88	75	100.0	3.65	0.88
無回答	6				2				1				1			
(6) 弁護士が有能か否かと、所得の多寡とは関係がない	1	そう思わない	20	2.8	3	1.8	4	5.3	4	5.3	4	5.3	4	5.3	4	5.3
	2	どちらかといえばそう思わない	68	9.5	8	4.7	6	8.0	6	8.0	6	8.0	6	8.0	6	8.0
	3	どちらともいえない	130	18.2	24	14.2	18	24.0	18	24.0	18	24.0	18	24.0	18	24.0
	4	どちらかといえばそう思う	177	24.8	45	26.6	17	22.7	17	22.7	17	22.7	17	22.7	17	22.7
	5	そう思う	320	44.8	89	52.7	30	40.0	30	40.0	30	40.0	30	40.0	30	40.0
合計	715	100.0	3.99	1.12	169	100.0	4.24	0.98	75	100.0	3.84	1.20	75	100.0	3.84	1.20
無回答	7				0				1				1			

表一六 刑事司法への信頼

質問文	東京				京都				旭川・函館・釧路			
	度数(人)	%	平均値	標準偏差	度数(人)	%	平均値	標準偏差	度数(人)	%	平均値	標準偏差
問10 日本の検察官を信頼できると思いますが、それとも信頼できないと思いますか。(○は1つ)	9	1.3			3	1.8			1	1.4		
1 まったく信頼できない	44	6.2			20	11.8			6	8.1		
2 信頼できない	97	13.6			28	16.6			13	17.6		
3 どちらかといえば信頼できない	170	23.8			50	29.6			18	24.3		
4 どちらともいえない	302	42.2			48	28.4			28	37.8		
5 どちらかといえば信頼できる	87	12.2			20	11.8			8	10.8		
6 信頼できる	6	0.8			0	0.0			0	0.0		
7 非常に信頼できる	715	100.0	4.39	1.15	169	100.0	4.07	1.25	74	100.0	4.22	1.19
合計	7				0				2			
無回答												
問11 日本の刑事裁判官を信頼できると思いますが、それとも信頼できないと思いますか。(○は1つ)	6	0.8			5	3.0			1	1.4		
1 まったく信頼できない	37	5.2			20	11.8			7	9.5		
2 信頼できない	88	12.3			34	20.1			10	13.5		
3 どちらかといえば信頼できない	140	19.6			34	20.1			19	25.7		
4 どちらともいえない	296	41.4			55	32.5			25	33.8		
5 どちらかといえば信頼できる	137	19.2			18	10.7			12	16.2		
6 信頼できる	11	1.5			3	1.8			0	0.0		
7 非常に信頼できる	715	100.0	4.59	1.17	169	100.0	4.07	1.36	74	100.0	4.30	1.25
合計	7				0				2			
無回答												
問12 日本の警察官を信頼できると思いますが、それとも信頼できないと思いますか。(○は1つ)	29	4.1			7	4.1			6	8.1		
1 まったく信頼できない	102	14.3			35	20.7			15	20.3		
2 信頼できない	171	23.9			49	29.0			18	24.3		
3 どちらかといえば信頼できない	228	31.9			38	22.5			17	23.0		
4 どちらともいえない	164	22.9			36	21.3			14	18.9		
5 どちらかといえば信頼できる	21	2.9			4	2.4			4	5.4		
6 信頼できる	0	0.0			0	0.0			0	0.0		
7 非常に信頼できる	715	100.0	3.64	1.18	169	100.0	3.43	1.22	74	100.0	3.41	1.36
合計	7				0				2			
無回答												

表一 7 刑罰の目的

質問文	選択肢		東京		京都		旭川・函館・釧路	
	度数(人)	%	度数(人)	%	度数(人)	%	度数(人)	%
一般予防	1 番	204	28.9	39	23.1	16	22.5	
	2 番	301	42.6	86	50.9	27	38.0	
	3 番	202	28.6	44	26.0	28	39.4	
	合計	707	100.0	169	100.0	71	100.0	
無回答	15		0		5			
応報	1 番	336	47.7	82	48.5	26	36.6	
	2 番	173	24.5	44	26.0	22	31.0	
	3 番	196	27.8	43	25.4	23	32.4	
	合計	705	100.0	169	100.0	71	100.0	
無回答	17		0		5			
犯罪者の更生	1 番	167	23.7	48	28.4	30	41.7	
	2 番	232	33.0	39	23.1	22	30.6	
	3 番	305	43.3	82	48.5	20	27.8	
	合計	704	100.0	169	100.0	72	100.0	
無回答	18		0		4			

[21]

表一 8 裁判員裁判の評価

問14 裁判員による裁判について、どのように思っていますか。以下の(1)から(9)のそれぞれについてお答えください。(それぞれ○は1つずつ)	東京					京都					旭川・函館・釧路						
	質問文	回数(人)	%	平均値	標準偏差	回数(人)	%	平均値	標準偏差	回数(人)	%	平均値	標準偏差	回数(人)	%	平均値	標準偏差
	(1) 裁判員による裁判が導入されると、裁判がわかりやすくなるものになる	1 そう思わない	90	12.6	19	11.2	19	11.2	15	20.0	15	20.0	15	20.0	9	12.0	9
	2 どちらかといえばそう思わない	95	13.2	19	11.2	19	11.2	9	12.0	20	26.7	20	26.7	20	26.7	20	26.7
	3 どちらともいえない	148	20.6	42	24.9	42	24.9	23	30.7	23	30.7	23	30.7	23	30.7	23	30.7
	4 どちらかといえばそう思う	274	38.2	52	30.8	52	30.8	8	10.7	8	10.7	8	10.7	8	10.7	8	10.7
	5 そう思う	110	15.3	37	21.9	37	21.9	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
合計		717	100.0	3.31	1.24	169	100.0	3.41	1.26	75	100.0	3.00	1.29	75	100.0	3.00	1.29
無回答		5		0		0				1				1			
(2) 裁判員による裁判の導入によって、裁判が信頼できないものになる	1 そう思わない	85	11.8	26	15.5	26	15.5	10	13.3	10	13.3	10	13.3	12	16.0	12	16.0
	2 どちらかといえばそう思わない	128	17.8	27	16.1	27	16.1	28	37.3	28	37.3	28	37.3	28	37.3	28	37.3
	3 どちらともいえない	268	37.3	31	18.5	31	18.5	14	18.7	14	18.7	14	18.7	11	14.7	11	14.7
	4 どちらかといえばそう思う	173	24.1	6	3.6	6	3.6	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	5 そう思う	64	8.9	168	100.0	2.79	1.03	75	100.0	3.05	1.22	75	100.0	3.05	1.22	75	100.0
合計		718	100.0	3.00	1.12	168	100.0	2.79	1.03	75	100.0	3.05	1.22	75	100.0	3.05	1.22
無回答		4		1		1				1				1			
(3) 裁判員による裁判は、職業裁判官のみによる裁判より民主主義の原理になっっている	1 そう思わない	146	20.4	27	16.0	27	16.0	19	25.3	19	25.3	19	25.3	8	10.7	8	10.7
	2 どちらかといえばそう思わない	113	15.8	18	10.7	18	10.7	22	29.3	22	29.3	22	29.3	18	24.0	18	24.0
	3 どちらともいえない	176	24.6	44	26.0	44	26.0	18	24.0	18	24.0	18	24.0	8	10.7	8	10.7
	4 どちらかといえばそう思う	192	26.9	37	21.9	37	21.9	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	5 そう思う	88	12.3	169	100.0	3.27	1.35	75	100.0	2.84	1.34	75	100.0	2.84	1.34	75	100.0
合計		715	100.0	2.95	1.32	169	100.0	3.27	1.35	75	100.0	2.84	1.34	75	100.0	2.84	1.34
無回答		7		0		0				1				1			

表一 8 裁判員裁判の評価

問14 裁判員による裁判について、どのように思いますか。以下の(1)から(9)のそれぞれについてお答えください。(それぞれ○は1つずつ)	東京					京都					旭川・函館・釧路				
	質問文	回数(人)	%	平均値	標準偏差	回数(人)	%	平均値	標準偏差	回数(人)	%	平均値	標準偏差		
(4) 裁判員による裁判が導入されると、裁判が身近なものになる	1 そう思わない	57	7.9	15	8.9	11	14.7								
	2 どちらかといえませんが思わない	63	8.8	13	7.7	5	6.7								
	3 どちらともいえない	102	14.2	27	16.0	12	16.0								
	4 どちらかといえそうですが	339	47.3	70	41.4	34	45.3								
	5 そう思う	156	21.8	44	26.0	13	17.3								
合計	717	100.0	3.66	1.15	169	100.0	3.68	1.20	75	100.0	3.44	1.28			
無回答	5		0												
(5) 裁判員による裁判は、職業裁判員による裁判よりも同じような事件でも刑罰の重さがばらつく	1 そう思わない	9	1.3	4	2.4	4	5.3								
	2 どちらかといえませんが思わない	28	3.9	0	0.0	3	4.0								
	3 どちらともいえない	105	14.6	25	14.8	9	12.0								
	4 どちらかといえそうですが	312	43.5	73	43.2	31	41.3								
	5 そう思う	263	36.7	67	39.6	28	37.3								
合計	717	100.0	4.10	0.88	169	100.0	4.18	0.86	75	100.0	4.01	1.07			
無回答	5		0												
(6) 裁判員による裁判は、職業裁判員による裁判よりも公正に裁く	1 そう思わない	185	25.8	29	17.2	23	30.7								
	2 どちらかといえませんが思わない	189	26.3	33	19.5	9	12.0								
	3 どちらともいえない	288	40.1	84	49.7	32	42.7								
	4 どちらかといえそうですが	45	6.3	17	10.1	8	10.7								
	5 そう思う	11	1.5	6	3.6	3	4.0								
合計	718	100.0	2.31	0.97	169	100.0	2.63	1.00	75	100.0	2.45	1.15			
無回答	4		0												

表一 8 裁判員裁判の評価

質問文	東京					京都					旭川・函館・釧路																							
	度数(人)	%	平均値	標準偏差	度数(人)	%	平均値	標準偏差	度数(人)	%	平均値	標準偏差	度数(人)	%	平均値	標準偏差																		
問14 裁判員による裁判について、どのように思っていますか。以下の(1)から(9)のそれぞれについてお答えください。(それぞれ○は1つずつ)																																		
(7) 裁判員による裁判では、真実を発見することができる	98	13.7	37	22.2	10	13.3	35	21.0	10	13.3	66	39.5	29	38.7	22	13.2	15	20.0	7	4.2	11	14.7	75	100.0	3.09	1.21								
1 そう思わない																																		
2 どちらかといえませんが思う																																		
3 どちらともいえない																																		
4 どちらかといえそうですが																																		
5 そう思う																																		
合計	715	100.0	2.89	1.07	167	100.0	2.56	1.10	75	100.0	3.09	1.21	75	100.0	3.09	1.21	75	100.0	3.09	1.21	75	100.0	3.09	1.21	75	100.0	3.09	1.21						
無回答	7				2				1				1						1															
(8) 裁判員による裁判は、職業裁判官のみによる裁判より社会の常識を反映する	70	9.8	15	8.9	8	10.7	79	11.0	13	7.7	25	33.3	63	37.5	23	30.7	55	32.7	22	13.1	6	8.0	716	100.0	3.17	1.06	168	100.0	3.33	1.09	75	100.0	3.08	1.11
1 そう思わない																																		
2 どちらかといえませんが思う																																		
3 どちらともいえない																																		
4 どちらかといえそうですが																																		
5 そう思う																																		
合計	716	100.0	3.17	1.06	168	100.0	3.33	1.09	75	100.0	3.08	1.11	75	100.0	3.08	1.11	75	100.0	3.08	1.11	75	100.0	3.08	1.11	75	100.0	3.08	1.11						
無回答	6				1				1				1						1															
(9) 裁判員による裁判は、マスコミや世論に影響される	11	1.5	4	2.4	3	4.0	24	3.3	6	3.6	4	5.3	31	18.3	10	13.3	79	46.7	49	29.0	23	30.7	717	100.0	4.18	0.86	169	100.0	3.96	0.91	75	100.0	3.95	1.01
1 そう思わない																																		
2 どちらかといえませんが思う																																		
3 どちらともいえない																																		
4 どちらかといえそうですが																																		
5 そう思う																																		
合計	717	100.0	4.18	0.86	169	100.0	3.96	0.91	75	100.0	3.95	1.01	75	100.0	3.95	1.01	75	100.0	3.95	1.01	75	100.0	3.95	1.01	75	100.0	3.95	1.01						
無回答	5				0				1				1						1															

表一 弁護士にとっての裁判員裁判

質問文	東京				京都				旭川・函館・釧路					
	度数(人)	%	平均値	標準偏差	度数(人)	%	平均値	標準偏差	度数(人)	平均値	標準偏差	度数(人)	平均値	標準偏差
問15 裁判員による裁判と職業裁判官のみによる裁判を比較したときに、どのように思いますか。以下の(1)から(5)のそれぞれについてお答えください。(それぞれ〇は1つずつ)														
(1) 職業裁判官のみによる裁判よりも裁判員による裁判の方が弁護士としてやりがいがある	72	10.4	17	10.8	14	18.7	8	10.7	34	45.3	13	17.3	6	8.0
1 そう思わない	72	10.4	11	7.0	8	10.7								
2 どちらかといえはそう思わない	289	43.1	74	47.1	34	45.3								
3 どちらともいえない	197	28.4	39	24.8	13	17.3								
4 どちらかといえはそう思う	54	7.8	16	10.2	6	8.0								
5 そう思う	694	100.0	157	100.0	75	100.0	1.07	1.05	3.17	2.85	1.16	1.07	1.07	1.05
合計	28		12		1									
無回答														
(2) 職業裁判官のみによる裁判に比べて、裁判員による裁判を担当するのは、弁護士として経済的に割が合わない	35	5.0	13	8.3	4	5.3								
1 そう思わない	42	6.1	6	3.8	5	6.7								
2 どちらかといえはそう思わない	286	41.2	65	41.4	32	42.7								
3 どちらともいえない	217	31.3	48	30.6	21	28.0								
4 どちらかといえはそう思う	114	16.4	25	15.9	13	17.3								
5 そう思う	694	100.0	157	100.0	75	100.0	3.42	1.00	3.17	3.45	1.03	1.07	1.07	1.03
合計	28		12		1									
無回答														
(3) 職業裁判官のみによる裁判に比べて、裁判員による裁判は、起訴から第一審判決までにかかる期間が長くなる	87	12.5	34	21.5	12	16.0								
1 そう思わない	131	18.9	32	20.3	8	10.7								
2 どちらかといえはそう思わない	279	40.2	55	34.8	30	40.0								
3 どちらともいえない	184	19.3	24	15.2	14	18.7								
4 どちらかといえはそう思う	63	9.1	13	8.2	11	14.7								
5 そう思う	694	100.0	158	100.0	75	100.0	2.68	1.12	2.68	3.05	1.24	1.21	1.21	1.06
合計	28		11		1									
無回答														

表一 9 弁護士にとっての裁判員裁判

質問文	東京				京都				旭川・函館・釧路			
	度数(人)	%	平均値	標準偏差	度数(人)	%	平均値	標準偏差	度数(人)	%	平均値	標準偏差
(4) 職業裁判官のみによる裁判と職業裁判官のみによる裁判を比較したときに、どのように思いますか。以下の(1)から(5)のそれぞれについてお答えください。(それぞれ○は1つずつ)												
1 そう思わない	5	0.7			4	2.5			0	0.0		
2 どちらかといえそうですが思わない	8	1.2			1	0.6			0	0.0		
3 どちらともいえない	54	7.8			10	6.3			7	9.3		
4 どちらかといえそうですが思う	271	39.1			62	39.2			30	40.0		
5 そう思う	355	51.2			81	51.3			38	50.7		
合計	683	100.0	4.39	0.74	158	100.0	4.36	0.84	75	100.0	4.41	0.66
無回答	29				11				1			
(5) 職業裁判官のみによる裁判に比べて、裁判員による裁判は、弁護士の力量が反映する												
1 そう思わない	13	1.9			4	2.5			5	6.7		
2 どちらかといえそうですが思わない	30	4.3			9	5.7			4	5.3		
3 どちらともいえない	191	27.6			43	27.2			23	30.7		
4 どちらかといえそうですが思う	296	42.7			62	39.2			27	36.0		
5 そう思う	163	23.5			40	25.3			16	21.3		
合計	683	100.0	3.82	0.91	158	100.0	3.79	0.97	75	100.0	3.60	1.09
無回答	29				11				1			

表一10 裁判員の判断についての予測

質問文	東京					京都					旭川・函館・釧路					
	度数(人)	%	平均値	標準偏差	度数(人)	%	平均値	標準偏差	度数(人)	%	平均値	標準偏差	度数(人)	%	平均値	標準偏差
問16 先生は、裁判員がどのように判断しがちだと思いますか。以下の(1)から(8)のそれぞれについてお答えください。(それぞれ○は1つずつ)																
(1) 裁判員は、被告人の権利を尊重する	100	14.4			12	7.6			15	20.3			22	29.7		
1 そう思わない	267	38.4			51	32.3			33	44.6			33	44.6		
2 どちらかといえばそう思わない	278	40.0			78	49.4			4	5.4			4	5.4		
3 どちらともいえない	43	6.2			13	8.2			0	0.0			0	0.0		
4 どちらかといえばそう思う	7	1.0			4	2.5										
5 そう思う	685	100.0	2.41	0.85	158	100.0	2.66	0.84	74	100.0	2.35	0.87	74	100.0	2.35	0.87
合計	27				11				2				2			
無回答																
(2) 裁判員は、裁判官よりも重い罪を科そうとする	21	3.0			3	1.9			1	1.3			3	4.0		
1 そう思わない	49	7.1			7	4.4			3	4.0			3	4.0		
2 どちらかといえばそう思わない	318	45.9			72	45.6			33	44.0			33	44.0		
3 どちらともいえない	248	35.8			63	39.9			29	38.7			29	38.7		
4 どちらかといえばそう思う	57	8.2			13	8.2			9	12.0			9	12.0		
5 そう思う	683	100.0	3.39	0.85	158	100.0	3.48	0.79	75	100.0	3.56	0.81	75	100.0	3.56	0.81
合計	29				11				1				1			
無回答																
(3) 裁判員は、無実の人を有罪にしがちだ	57	8.2			23	14.6			10	13.3			10	13.3		
1 そう思わない	124	17.8			31	19.6			17	22.7			17	22.7		
2 どちらかといえばそう思わない	374	53.7			82	51.9			35	46.7			35	46.7		
3 どちらともいえない	109	15.7			19	12.0			10	13.3			10	13.3		
4 どちらかといえばそう思う	32	4.6			3	1.9			3	4.0			3	4.0		
5 そう思う	686	100.0	2.91	0.92	158	100.0	2.67	0.93	75	100.0	2.72	0.99	75	100.0	2.72	0.99
合計	26				11				1				1			
無回答																

表一10 裁判員の判断についての予測

質問文	東京					京都					旭川・函館・釧路					
	度数(人)	%	平均値	標準偏差	度数(人)	%	平均値	標準偏差	度数(人)	%	平均値	標準偏差	度数(人)	%	平均値	標準偏差
問16 先生は、裁判員がどのように判断しがちだと思いますか。以下の(1)から(8)のそれぞれについてお答えください。(それぞれ○は1つずつ)																
(4) 裁判員は、感情で判断しがちだ																
1 そう思わない	11	1.6			7	4.5			3	4.0			8	10.7		
2 どちらかといえばそう思わない	37	5.3			14	8.9			10	14.7			11	14.7		
3 どちらかともいいえない	148	21.3			46	29.3			42	56.0			42	56.0		
4 どちらかといえばそう思う	370	53.2			72	45.9			11	14.7			11	14.7		
5 そう思う	129	18.6			18	11.5			75	100.0			75	100.0		
合計	695	100.0	3.82	0.85	157	100.0	3.51	0.97	75	100.0	3.67	0.99	75	100.0	3.67	0.99
無回答	27				12				1				1			
(5) 裁判員は、死刑判決を出すのをためらう																
1 そう思わない	21	3.0			5	3.2			3	4.0			3	4.0		
2 どちらかといえばそう思わない	49	7.0			8	5.1			9	12.0			9	12.0		
3 どちらかともいいえない	249	35.8			55	34.8			24	32.0			24	32.0		
4 どちらかといえばそう思う	251	36.1			65	41.1			29	38.7			29	38.7		
5 そう思う	126	18.1			25	15.8			10	13.3			10	13.3		
合計	696	100.0	3.59	0.96	158	100.0	3.61	0.92	75	100.0	3.45	1.00	75	100.0	3.45	1.00
無回答	26				11				1				1			
(6) 裁判員は、真犯人を無罪にしがちだ																
1 そう思わない	60	8.6			26	16.6			11	14.7			11	14.7		
2 どちらかといえばそう思わない	154	22.1			24	15.3			19	25.3			19	25.3		
3 どちらかともいいえない	387	55.6			96	61.1			36	48.0			36	48.0		
4 どちらかといえばそう思う	71	10.2			8	5.1			9	12.0			9	12.0		
5 そう思う	24	3.4			3	1.9			0	0.0			0	0.0		
合計	696	100.0	2.78	0.87	157	100.0	2.61	0.89	75	100.0	2.57	0.89	75	100.0	2.57	0.89
無回答	26				12				1				1			

表一11 被告人にどちらを勧めるか

質問文	東京				京都				旭川・函館・釧路			
	度数(人)	%	平均値	標準偏差	度数(人)	%	平均値	標準偏差	度数(人)	%	平均値	標準偏差
1 裁判員による裁判	56	8.1			22	14.0			8	10.8		
2 どちらかといえば裁判員による裁判	154	22.2			49	31.2			16	21.6		
3 どちらともいえない	205	29.6			50	31.8			28	37.8		
4 どちらかといえば職業裁判官のみの裁判	189	27.3			24	15.3			11	14.9		
5 職業裁判官のみの裁判	89	12.8			12	7.6			11	14.9		
合計	683	100.0	3.15	1.15	157	100.0	2.71	1.12	74	100.0	3.01	1.19
無回答	29				12				2			

表一12 刑事裁判への信頼と公正さ

質問文	東京				京都				旭川・函館・釧路			
	度数(人)	%	平均値	標準偏差	度数(人)	%	平均値	標準偏差	度数(人)	%	平均値	標準偏差
問18 全体として、日本の刑事裁判を信頼できると思いますか、それとも信頼できませんか。 (○は1つ)	5	0.7			4	2.5			1	1.3		
1 まったく信頼できない	37	5.3			25	15.8			5	6.7		
2 信頼できない	87	12.6			30	19.0			12	16.0		
3 どちらかといえば信頼できない	98	14.1			23	14.6			19	25.3		
4 どちらともいえない	336	48.5			56	35.4			29	38.7		
5 どちらかといえば信頼できる	120	17.3			17	10.8			9	12.0		
6 信頼できる	10	1.4			3	1.9			0	0.0		
7 非常に信頼できる	683	100.0	4.62	1.15	158	100.0	4.04	1.42	75	100.0	4.29	1.16
合計	29				11				1			
無回答												
問19 日本の刑事裁判の手続は公正だとお考えですか。公正ではないとお考えですか。(○は1つ)	13	1.9			6	3.8			3	4.0		
1 まったく公正でない	49	7.1			27	17.1			7	9.3		
2 公正でない	103	14.8			37	23.4			13	17.3		
3 どちらかといえば公正でない	104	15.0			21	13.3			15	20.0		
4 どちらともいえない	323	46.5			45	28.5			27	36.0		
5 どちらかといえば公正である	95	13.7			20	12.7			9	12.0		
6 公正である	7	1.0			2	1.3			1	1.3		
7 非常に公正である	684	100.0	4.42	1.24	158	100.0	3.89	1.47	75	100.0	4.16	1.37
合計	28				11				1			
無回答												

表-13 無実だと思っていたのに有罪の判決を受けた経験

質問文	選択肢		東京		京都		旭川・函館・釧路	
	1	2	度数(人)	%	度数(人)	%	度数(人)	%
問21 先生が担当された刑事事件で、無実だと思っていたのに有罪の判決を受けたことはありますか。(〇は1つ)	ある	ない	161	23.5	66	42.9	27	36.0
	3 判決まで至った刑事事件はまだない	4 覚えていない	462	67.5	74	48.1	44	58.7
			51	7.5	7	4.5	1	1.3
			10	1.5	7	4.5	3	4.0
合計		684	100.0	154	100.0	75	100.0	
無回答		38		15		1		

表一14 弁護人にとってどのようなスキルが重要か

質問文	東京		京都		旭川・函館・釧路	
	度数(人)	%	度数(人)	%	度数(人)	%
問22 裁判員による裁判のためには、弁護人として何が重要だと思いますか。次の選択肢のうち、先生が重要だと思うものすべてに○をつけてください。						
1 資料の作り方	435	60.2	88	52.1	37	48.7
2 証拠提出順序	183	25.3	34	20.1	18	23.7
3 資料提示（ブレゼン）の仕方	586	81.2	117	69.2	57	75.0
4 証拠の集め方	275	38.1	73	43.2	29	38.2
5 反対尋問の仕方	474	65.7	109	64.5	44	57.9
6 公判での立ち居振る舞い	450	62.3	85	50.3	40	52.6
7 用語法・言葉使い	393	54.4	85	50.3	37	48.7
8 発声・声の大きさ	360	49.9	75	44.4	42	55.3
9 表情	248	34.3	50	29.6	26	34.2
10 その他	48	6.6	20	11.8	3	3.9
合計	722	478.1	169	435.5	76	438.2

複数回答なので、%の合計は100を超える。

表-15 裁判員裁判を受任するか

質問文	東京				京都				旭川・函館・釧路			
	度数(人)	%	平均値	標準偏差	度数(人)	%	平均値	標準偏差	度数(人)	%	平均値	標準偏差
問23 裁判員による裁判となる対象事件を、弁護人として受任しようと思いませんか、思いませんか。(○は1つ)	193	27.9			37	23.7			14	18.9		
1 受任したくない	217	31.4			48	30.8			18	24.3		
2 どちらかといえれば受任したくない	165	23.8			29	18.6			20	27.0		
3 どちらともいえない	84	12.1			25	16.0			11	14.9		
4 どちらかといえれば受任しようと思う	33	4.8			17	10.9			11	14.9		
5 受任しようと思う	682	100.0	2.35	1.15	156	100.0	2.60	1.30	74	100.0	2.82	1.32
合計	30				13				2			
無回答												

表-16 裁判員裁判への賛否

質問文	東京				京都				旭川・函館・釧路			
	度数(人)	%	平均値	標準偏差	度数(人)	%	平均値	標準偏差	度数(人)	%	平均値	標準偏差
問24 一般論として、裁判員による裁判が導入されることに賛成ですか、反対ですか。(○は1つ)	190	27.3			32	20.3			24	32.0		
1 反対	184	26.5			35	22.2			12	16.0		
2 どちらかといえれば反対	124	17.8			25	15.8			14	18.7		
3 どちらともいえない	130	18.7			39	24.7			20	26.7		
4 どちらかといえれば賛成	67	9.6			27	17.1			5	6.7		
5 賛成	685	100.0	2.57	1.32	158	100.0	2.96	1.41	75	100.0	2.60	1.36
合計	27				11				1			
無回答												

表一17 弁護士特性

問25	2008年度、扱われた事案のおおよその内訳を教えてください。	東京		京都		旭川・函館・釧路		
		質問文	回答(記入された数値をカテゴリ化した)	度数(人)	%	度数(人)	%	度数(人)
問25(1) 民事事件・家事事件・その他の事件		0件	54	8.3	5	3.3	1	1.5
		1～10件	64	9.8	9	5.9	0	0.0
		11～50件	278	42.5	50	32.7	9	13.8
		51～100件	177	27.1	54	35.3	21	32.3
		101～200件	51	7.8	23	15.0	23	35.4
		201件以上	30	4.6	12	7.8	11	16.9
合計	654	100.0	153	100.0	65	100.0		
	無回答	68		16		11		
問25(2) 刑事事件		0件	274	39.2	42	25.6	10	14.1
		1件	90	12.9	19	11.6	2	2.8
		2件	114	16.3	12	7.3	3	4.2
		3～5件	141	20.2	33	20.1	7	9.9
		6～10件	54	7.7	38	23.2	15	21.1
		11～20件	16	2.3	13	7.9	19	26.8
21件以上	10	1.4	7	4.3	15	21.1		
合計	699	100.0	164	100.0	71	100.0		
	無回答	23		5		5		
問25(2)(イ) 私選弁護士・付添人としての受任		0件	58	15.9	11	10.2	9	16.4
		1件	141	38.7	35	32.4	15	27.3
		2件	77	21.2	27	25.0	12	21.8
		3～5件	63	17.3	24	22.2	14	25.5
		6～10件	19	5.2	6	5.6	2	3.6
		11件以上	6	1.6	5	4.6	3	5.5
合計	364	100.0	108	100.0	55	100.0		
	非該当	297		47		15		
	無回答	61		14		6		
問25(2)(イ) 国選弁護士・付添人としての受任		0件	68	21.7	10	9.3	1	1.7
		1件	96	30.7	14	13.1	3	5.0
		2件	58	18.5	18	16.8	4	6.7
		3～5件	60	19.2	29	27.1	9	15.0
		6～10件	16	5.1	23	21.5	14	23.3
		11件以上	15	4.8	13	12.1	29	48.3
合計	313	100.0	107	100.0	60	100.0		
	非該当	297		47		15		
	無回答	112		15		1		

表-17 弁護士特性

問26 先生が所属されている事務所で働いている弁護士の数を教えてください。	東京				京都				旭川・函館・釧路				
	質問文	回答(記入された数値をカテゴリ化した)	度数(人)	%	度数(人)	%	度数(人)	%	度数(人)	%	度数(人)	%	
(1) 経営弁護士(パートナー)の数の	0		53	7.6	22	13.7	14	19.7					
	1		230	33.0	76	47.2	47	66.2					
	2、3		163	23.4	34	21.1	10	14.1					
	4、5		58	8.3	5	3.1	0	0.0					
	6~10		75	10.8	16	9.9	0	0.0					
	11~20		48	6.9	8	5.0	0	0.0					
	21~50		33	4.7	0	0.0	0	0.0					
	51		37	5.3	0	0.0	0	0.0					
	合計		697	100.0	161	100.0	71	100.0					
	無回答		25		8		5						
(2) その他の弁護士(アンシエイトなど)の数の	0		160	24.7	57	38.5	41	61.2					
	1		91	14.1	41	27.7	20	29.9					
	2		62	9.6	20	13.5	3	4.5					
	3		52	8.0	5	3.4	3	4.5					
	4、5		60	9.3	19	12.8	0	0.0					
	6~10		59	9.1	6	4.1	0	0.0					
	11~20		50	7.7	0	0.0	0	0.0					
	21~50		46	7.1	0	0.0	0	0.0					
	51~100		12	1.9	0	0.0	0	0.0					
	101~		55	8.5	0	0.0	0	0.0					
合計		647	100.0	148	100.0	67	100.0						
無回答		75		21		9							
問27 先生は事務所の経営弁護士ですか、そうではありませんか。(○は1つ)	選択肢												
	1 経営弁護士(パートナー)		388	54.4	130	76.9	59	80.8					
	2 経営弁護士(パートナー)ではない		291	40.8	35	20.7	10	13.7					
	3 その他		34	4.8	4	2.4	4	5.5					
合計		713	100.0	169	100.0	73	100.0						
無回答		9		0		3							

表-18 フェースシート

質問	東京		京都		旭川・函館・釧路	
	度数(人)	%	度数(人)	%	度数(人)	%
F 1 性別						
1 男性	577	80.6	152	89.9	66	88.0
2 女性	139	19.4	17	10.1	9	12.0
合計	716	100.0	169	100.0	75	100.0
無回答	6		0		1	
F 2 生年 (西暦)						
回答(カテゴリ)化した)						
～1920	1	0.1	1	0.6	0	0.0
1921～1930	36	5.2	10	6.0	1	1.4
1931～1940	74	10.6	16	9.6	5	6.8
1941～1950	110	15.8	42	25.1	15	20.3
1951～1960	90	12.9	30	18.0	9	12.2
1961～1970	127	18.2	25	15.0	13	17.6
1971～1980	205	29.5	40	24.0	31	41.9
1981～	53	7.6	3	1.8	0	0.0
合計	696	100.0	167	100.0	74	100.0
無回答	26		2		2	

付録

※調査票の実物のサイズはA4版である。

第 9192 号

◎ 裁判員制度についての調査 ◎

平成 21 年 4 月
(調査企画) 東京大学・北海道大学
(調査委託機関) 社団法人 中央調査社

(ご記入にあたってのお願い)

- ・ご記入は必ず**あて名の先生ご自身**をお願いいたします。
- ・回答は、問 1 から順にお答えください。
- ・お答えは、あてはまる番号に○印をつけていただく場合と、マスやカッコの中に数字や文字を記入する場合があります。
- ・該当者の方だけにお答えいただく質問もありますが、その場合は指示や矢印(→)にしたがってお答えください。

⑤=1

最初に、第一審が終わった刑事事件や不起訴処分となった事件で、最も直近に担当されたものについてお尋ねします。

問 1 最近の 5 年間に、第一審が終わった刑事事件、あるいは不起訴処分となった事件を担当されましたか。検察官送致(逆送)された少年事件を含みます。ただし、現在第一審で係属中の事件は対象外としてください。(○は 1 つ)

1	担当した(当番弁護士としての接見など、手続の一部関与を含む)	} → 問 6へお進みください	⑥
2	担当していない		
3	覚えていない		

(問 1-2 から問 5-4 は、その事件の中で最も直近のもの 1 つについておうかがいします)

問 1-2 担当された事件を、国選弁護士として受任されましたか、私選弁護士として受任されましたか。(○は 1 つ)

1	国選弁護士	3	弁護士としてではないが、関与した (具体的に:)	⑦
2	私選弁護士			

問 2 その事件は、裁判員制度の下ではその対象となる事件でしたか。なお、裁判員制度の対象事件となる事件とは、① 死刑又は無期の懲役・禁錮に当たる罪に係る事件、② 法定合議事件であって故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪に係る事件です。(○は 1 つ)

1	はい	2	いいえ	3	分からない	⑧
---	----	---	-----	---	-------	---

問 3 その事件が裁判員制度の下で審理されたら、どうなっていたと思いますか。ご自由にお書きください。(問 2 で 2 または 3 と答えた方は、仮に裁判員制度の対象になっていたと仮定してお答えください)

⑨

問 4 担当された事件は、身柄が拘束された事件でしたか。(○は 1 つ)

1	逮捕勾留事件(少年法による観護事件を含む)	} → 問 5へお進みください	⑩
2	逮捕されたが、勾留されていない		
3	逮捕されていない		
4	その他(具体的に:)		

問 4-2 その事件では何回、接見に行かれましたか(起訴勾留の期間も含む)。

□	□	回、接見した	⑪⑫
---	---	--------	----

1

問5 次に、事件の経過について教えてください。(○は1つ)

1 起訴された	3 その他	→ 問6へ
2 不起訴処分終了した	(具体的に:)	

問5-2 公判前整理手続に付されましたか。 → 1 はい 2 いいえ ⑩

問5-3 起訴から第一審判決までどれだけ期間がかかりましたか。 → ヶ月 ⑩⑪

問5-4 期日は何回開かれましたか(判決言渡期日は除く)。 → 回 ⑩⑫

次からの質問には、全ての先生がお答えください。

問6 はじめて弁護士登録をされたのはいつですか。

西暦	<input style="width: 30px; height: 20px;" type="text"/>	年	登録 または	1 昭和	2 平成	年	登録	⑬~⑭ ⑮~⑯
----	---	---	--------	------	------	---	----	------------

問7 検事、判事・判事補の経験はありますか。 → 1 ない 2 ある ⑰

問8 法律の専門家でない一般の人びとは、刑事裁判制度をどのように捉えていると思いますか。

以下の(1)から(6)のそれぞれについてお答えください。(それぞれ○は1つずつ)

	そう 思わない	どちらかといえば そう思わない	どちらとも いえない	どちらかといえば そう思う	そう 思う	
(1) 一般の人びとは「弁護士は被告人に黙秘を勧めるべきではない」と思っている	1	2	3	4	5	⑰
(2) 一般の人びとは「凶悪な事件の被告人には弁護士をつけることを許すべきではない」と思っている	1	2	3	4	5	⑱
(3) 一般の人びとは「裁判所は犯罪者に甘すぎる」と思っている	1	2	3	4	5	⑲
(4) 一般の人びとは「死刑は凶悪な犯罪の防止に役立っている」と思っている	1	2	3	4	5	⑳
(5) 一般の人びとは「被害者の人権は尊重されている」と思っている	1	2	3	4	5	㉑
(6) 一般の人びとは「弁護士は信頼できる」と思っている	1	2	3	4	5	㉒

ここからは、先生ご自身のお考えを伺います。

問9 刑事裁判についてどのようにお考えですか。以下の(1)から(6)のそれぞれについてお答えください。(それぞれ○は1つずつ)

	そう 思わない	どちらか いえない	どちらとも いえない	どちらか いえない	そう 思う	
(1) 検察側は被告人に有利な情報を出したがらない	1	2	3	4	5	⑳
(2) 弁護士の仕事は、被告人の権利・利益を守るために、法的に許される限界まで努力することだ	1	2	3	4	5	㉑
(3) 刑事事件では、早く保釈できた方が被告人の利益となる	1	2	3	4	5	㉒
(4) 「在野法曹」としての自覚は、弁護士にとって重要である	1	2	3	4	5	㉓
(5) 刑事事件で無罪判決を勝ち取る弁護士は腕の良い弁護士である	1	2	3	4	5	㉔
(6) 弁護士が有能か否かと、所得の多寡とは関係がない	1	2	3	4	5	㉕

問 10 日本の検察官を信頼できると思いますか、それとも信頼できないと思いますか。(○は1つ)

まったく 信頼できない	信頼できない	どちらかといえば 信頼できない	どちらとも いえない	どちらかといえば 信頼できる	信頼できる	非常に 信頼できる
1	2	3	4	5	6	7

⑨

問 11 日本の刑事裁判官を信頼できると思いますか、それとも信頼できないと思いますか。(○は1つ)

まったく 信頼できない	信頼できない	どちらかといえば 信頼できない	どちらとも いえない	どちらかといえば 信頼できる	信頼できる	非常に 信頼できる
1	2	3	4	5	6	7

⑩

問 12 日本の警察官を信頼できると思いますか、それとも信頼できないと思いますか。(○は1つ)

まったく 信頼できない	信頼できない	どちらかといえば 信頼できない	どちらとも いえない	どちらかといえば 信頼できる	信頼できる	非常に 信頼できる
1	2	3	4	5	6	7

⑪

問 13 先生のお考えでは、刑罰は何を目的にしたものですか。一般予防、応報、犯罪者の更生の三つのうちで、重要だと考えるものから順番に1から3の順位を書いてください。

一般予防 → 番 応報 → 番 犯罪者の更生 → 番

⑫～⑬

以下では、有権者から選ばれた裁判員が裁判官と一緒に裁判を行う裁判を「裁判員による裁判」、従来型の裁判官のみによる裁判を「職業裁判官のみによる裁判」と呼びます。

問 14 裁判員による裁判について、どのように思いますか。以下の(1)から(9)のそれぞれについてお答えください。(それぞれ○は1つずつ)

	そう 思わない	どちらか といえば そう思 わない	どちらとも いえ ない	どちらか とい えば そう 思 う	そう 思 う
(1) 裁判員による裁判が導入されると、裁判がわかりやすいものになる	1	2	3	4	5
(2) 裁判員による裁判の導入によって、裁判が信頼できないものになる	1	2	3	4	5
(3) 裁判員による裁判は、職業裁判官のみによる裁判より民主主義の原理にかなっている	1	2	3	4	5
(4) 裁判員による裁判が導入されると、裁判が身近なものになる	1	2	3	4	5
(5) 裁判員による裁判は、職業裁判官のみによる裁判より、同じような事件でも刑罰の重さがばらつく	1	2	3	4	5
(6) 裁判員による裁判は、職業裁判官のみによる裁判より人を公正に裁く	1	2	3	4	5
(7) 裁判員による裁判では、真実を発見することができない	1	2	3	4	5
(8) 裁判員による裁判は、職業裁判官のみによる裁判より社会の常識を反映する	1	2	3	4	5
(9) 裁判員による裁判は、マスコミや世論に影響される	1	2	3	4	5

⑭=skip

問 15 裁判員による裁判と職業裁判官のみによる裁判を比較したときに、どのように思いますか。以下の(1)から(5)のそれぞれについてお答えください。(それぞれ○は1つずつ)

	そう 思わない	どちらかと いえばそう 思わない	どちらとも いえない	どちらかと いえばそう 思う	そう 思う	
(1) 職業裁判官のみによる裁判よりも裁判員による裁判の方が弁護人としてやりがいがある	1	2	3	4	5	⑤
(2) 職業裁判官のみによる裁判に比べて、裁判員による裁判を担当するのは、弁護人として経済的に割が合わない	1	2	3	4	5	⑤
(3) 職業裁判官のみによる裁判に比べて、裁判員による裁判は、起訴から第一審判決までにかかる期間が長くなる	1	2	3	4	5	⑦
(4) 職業裁判官のみによる裁判に比べて、裁判員による裁判は、公判の準備が大変である	1	2	3	4	5	⑧
(5) 職業裁判官のみによる裁判に比べて、裁判員による裁判は、弁護士の力量が反映する	1	2	3	4	5	⑨

問 16 先生は、**裁判員**がどのように判断しがちだと思いますか。以下の(1)から(8)のそれぞれについてお答えください。(それぞれ○は1つずつ)

	そう 思わない	どちらかといえ ばそう思わ ない	どちらとも いえない	どちらかといえ ばそう思 う	そう 思う	
(1) 裁判員は、被告人の権利を尊重する	1	2	3	4	5	⑩
(2) 裁判員は、裁判官よりも重い刑を科せようとする	1	2	3	4	5	⑪
(3) 裁判員は、無実の人を有罪にしがちだ	1	2	3	4	5	⑫
(4) 裁判員は、感情で判断をしがちだ	1	2	3	4	5	⑬
(5) 裁判員は、死刑判決を出すのをためらう	1	2	3	4	5	⑭
(6) 裁判員は、真犯人を無罪にしがちだ	1	2	3	4	5	⑮
(7) 裁判員は、裁判官の言いなりになる	1	2	3	4	5	⑯
(8) 裁判員は、多く発言する人の意見に引きずられる	1	2	3	4	5	⑰

問 17 仮に裁判員による裁判と職業裁判官のみの裁判を選択できるとしてお答えください。身に覚えのない犯罪で起訴された被告人について、先生はどちらを、その被告人に勧めますか。(○は1つ)

裁判員による裁判	どちらかといえ ば裁判員による裁判	どちらともい えない	どちらかといえ ば職業裁判官のみの裁判	職業裁判官 のみの裁判	⑳
1	2	3	4	5	

問 18 全体として、日本の刑事裁判を信頼できると思いますか、それとも信頼できないと思いますか。
(○は1つ)

まったく 信頼できない	信頼できない	どちらかといえば 信頼できない	どちらとも いえません	どちらかといえば 信頼できる	信頼できる	非常に 信頼できる
1	2	3	4	5	6	7

⑩

問 19 日本の刑事裁判の手続は公正だとお考えですか、公正でないとお考えですか。(○は1つ)

まったく 公正でない	公正でない	どちらかといえば 公正でない	どちらとも いえません	どちらかといえば 公正である	公正である	非常に 公正である
1	2	3	4	5	6	7

⑪

問 20 裁判員裁判にふさわしい事件はどのようなものだと思いますか。現在の法律にとらわれないで、先生のお考えを自由にお書きください。

⑫

問 21 先生が担当された刑事事件で、無実だと思っていたのに有罪の判決を受けたことはありますか。(いずれかの審級で一度でも有罪になったものを含む)(○は1つ)

1 ある	2 ない	3 判決まで至った刑事事件はまだない	4 覚えていない
------	------	--------------------	----------

⑬

問 22 裁判員による裁判のためには、弁護士として何が重要だと思いますか。次の選択肢のうち、先生が重要だと思うもの全てに○をつけてください。

1 資料の作り方	6 公判での立ち居振る舞い
2 証拠提出順序	7 用語法・言葉使い
3 資料提示(プレゼン)の仕方	8 発声・声の大きさ
4 証拠の集め方	9 表情
5 反対尋問の仕方	10 その他(具体的に:)

⑭

問 23 裁判員による裁判となる対象事件を、弁護士として受任しようと思いますか、思いませんか。
(○は1つ)

受任したく ない	どちらかといえば 受任したくない	どちらともいえ ない	どちらかといえ ば受任しようと思 う	受任しよう と思う
1	2	3	4	5

⑮

問 24 一般論として、裁判員による裁判が導入されることに賛成ですか、反対ですか。(○は1つ)

反対	どちらかといえ ば反対	どちらともいえ ない	どちらかといえ ば賛成	賛成
1	2	3	4	5

⑯

先生の業務にかかわることについてお尋ねします。 ⑤=2

問 25 昨年度（2008 年度、平成 20 年度）、扱われた事案のおおよその内訳をお教えてください。なお
裁判所案件のみならず、法律相談も含むすべての案件についてお答えください。また、扱われた
 事案がない場合は「0」とご記入ください。

(1) 民事事件・家事事件・その他の事件（法律相談・示談交渉なども含む）： 約 件 ⑥～⑧

(2) 刑事事件（少年事件も含む）： 約 件 ⑨⑩

ア) 私選弁護士・付添人として受任は 件 ⑪⑫

イ) 国選弁護士・付添人として受任は 件 ⑬⑭

問 26 先生が所属されている事務所で働いている弁護士の数（ご自身も含む）を教えてください。
 いらっしゃらない場合は「0」とご記入ください。

(1) 経営弁護士（パートナー）： 人 ⑮⑯

(2) その他の弁護士（アソシエイトなど）： 人 ⑰～⑲

問 27 先生は事務所の経営弁護士（パートナー）ですか、そうではありませんか。（○は1つ）

1 経営弁護士（パートナー） （単独事務所を含む）	3 その他（具体的に： _____）	⑳
2 経営弁護士（パートナー）ではない		

最後にお手数ですが、先生ご自身のことについて記入してください。

F 1 先生の性別はどちらですか。 —————→ 1 男性 2 女性 ㉑

F 2 先生の生年を西暦または元号でお答えください。

西暦	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	年 生まれ	または	1 明治	2 大正	3 昭和	<input type="text"/>	<input type="text"/>	年 生まれ	㉒㉓
												㉔～㉖

職業裁判官のみによる裁判と、裁判員による裁判について、それぞれのよい点と問題点は何かとお答えですか。そのように考えられる理由も含めて自由にお答えください。

㉗

質問は以上です。長時間ご協力をいただきありがとうございました。